（別　添）

1　基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額（※）の範囲等の引下げ

(1)　基本手当の日額の最高額及び最低額

	現　行	変　更　後
最高額	受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次のとおり。 ①　60歳以上65歳未満 ６，７００円　→　６，５４３円 ②　45歳以上60歳未満 ７，６８５円　→　７，５０５円 ③　30歳以上45歳未満 ６，９９０円　→　６，８２５円 ④　30歳未満 ６，２９０円　→　６，１４５円	
最低額	１，６４０円　→　１，６００円	

(2)　基本手当の日額の算定に当たって80％を乗ずる賃金日額の範囲、80％から50％までの範囲で逓減する率を乗ずる賃金日額の範囲及び50％を乗ずる賃金日額の範囲

→　別紙のとおり引き下げられる。

（例）

賃金日額が6,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

（現行）　（変更後）

４，３３８円　→　４，３０５円

賃金日額が9,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

（現行）　（変更後）

５，４４７円　→　５，３７２円

※　賃金日額と基本手当の日額の関係

①　基本手当（求職者給付）の１日当たりの支給額を基本手当の日額という。

②　基本手当の日額については、離職前６か月間の平均賃金額を基に計算され、この離職前６か月間における１日当たりの平均賃金額を賃金日額という。

③　基本手当の日額は、

賃金日額×給付率（80～50％）

賃金水準が低いほど高い給付率となる。
具体的な給付率は、別紙参照。

となる。

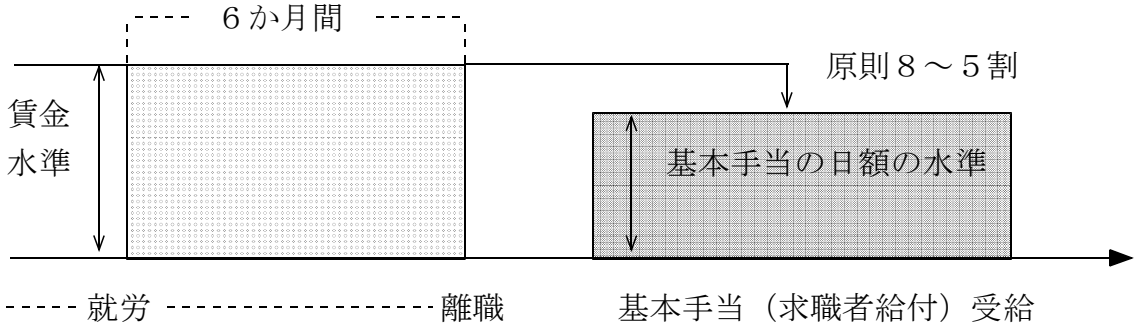

○　１日当たりの　の額：　賃金日額

○　１日当たりの　の額：　基本手当の日額

２　失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額（※）の引下げ

平成２２年８月１日以後、

1,326円　→　1,295円　と引き下げられる。

（例）　賃金日額7,000円、基本手当の日額4,741円の者(60歳未満)が、失業の認定に係る期間（28日間）中に２日間内職し、内職により6,000円を得た場合の認定期間（28日分）の基本手当の支給額

１日当たりの減額分は、

〔(6,000円/2－1,295円）＋4,741円〕－7,000円×80％ ＝　　846円

基本手当の支給額は、

4,741円×（28日－２日）＋（4,741円－846円）×２日　＝131,056円

※　控除額とは、

①　失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合、収入から控除額を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80％相当額を超えるとき、当該超える額の分だけ基本手当の日額は減額される。

②　上記収入が賃金日額の80％相当額を超えるときは、基本手当は支給されない。

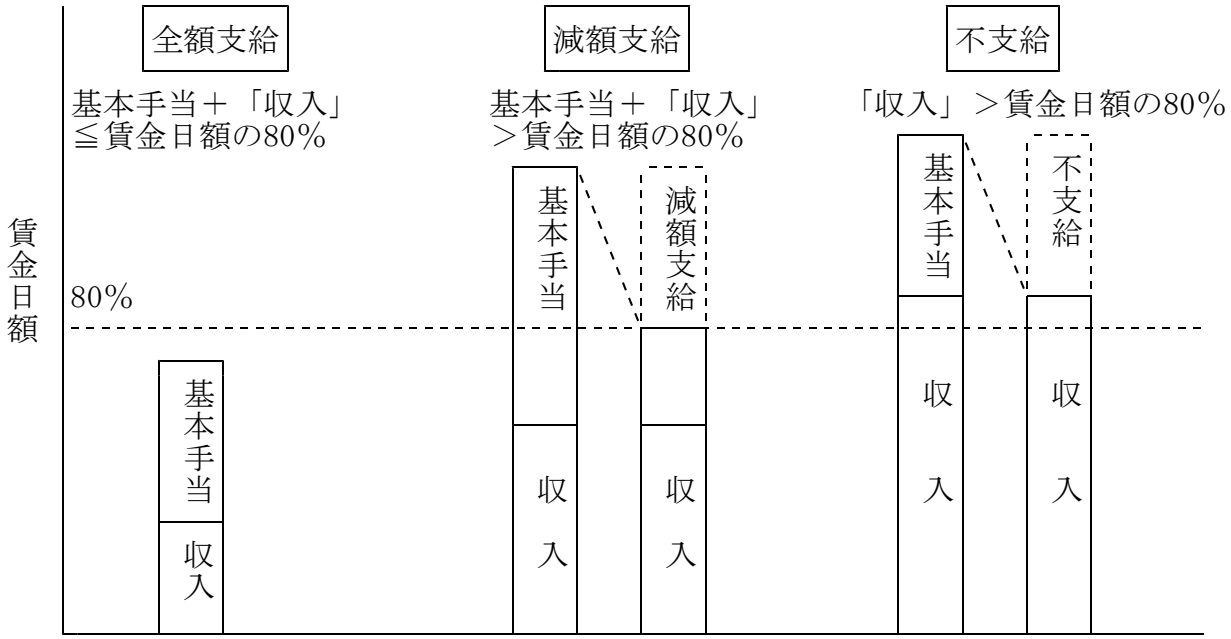

（注）１　「収入」＝「収入の１日分に相当する額」－1,295円（改正後）

２　説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

３　高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額（※）の引下げ

平成２２年８月以後、

335,316円　→　327,486円　と引き下げられる。

※　支給限度額とは、

①　支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されない。

②　支給対象月に支払われた賃金の額と高年齢雇用継続給付との合計額とが支給限度度額を超えるときは、

（支給限度額）－（支給対象月に支払われた賃金の額）

が高年齢雇用継続給付の支給額となる。

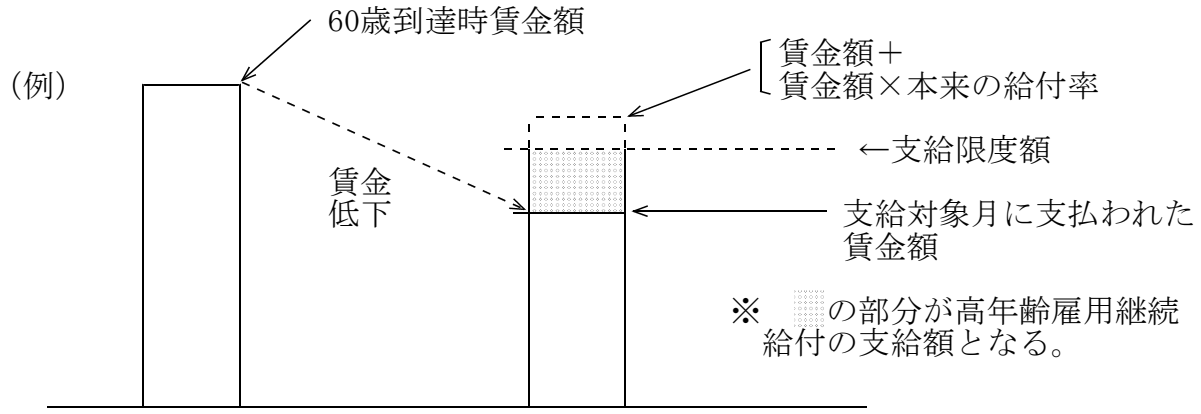

別紙

基本手当の給付率新旧比較図

１　６０歳未満の受給資格者に係る給付率

＊右側の網かけ数値は、基本手当日額

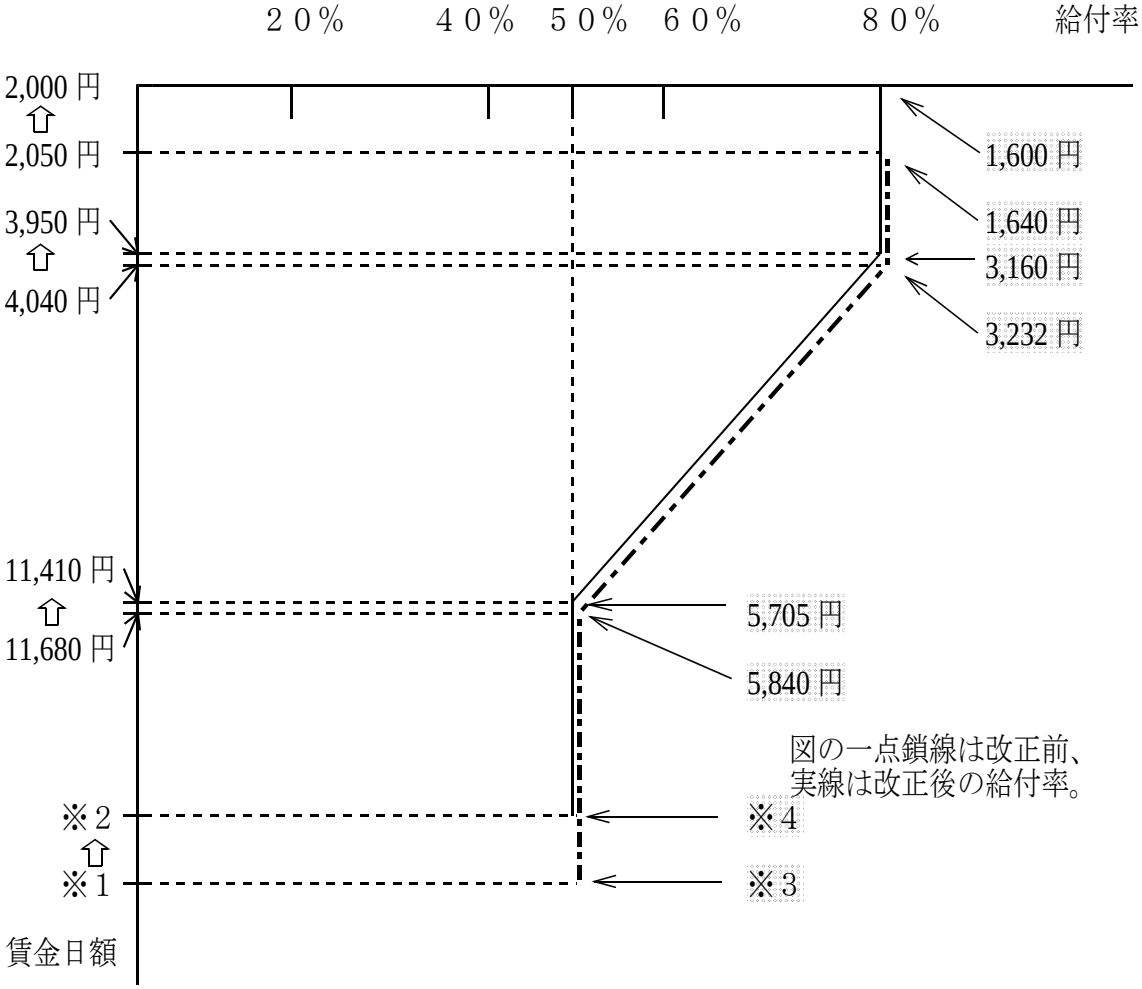

（注）※１及び※２の賃金日額の上限額並びに※３及び※４の基本手当日額の上限額については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額 ※１	賃金日額 ※２	基本手当 日額※３	基本手当 日額※４
３０歳未満	12,580 円	12,290 円	6,290 円	6,145 円
３０歳以上４５歳未満	13,980 円	13,650 円	6,990 円	6,825 円
４５歳以上６０歳未満	15,370 円	15,010 円	7,685 円	7,505 円

２　６０歳以上６５歳未満の受給資格者に係る給付率
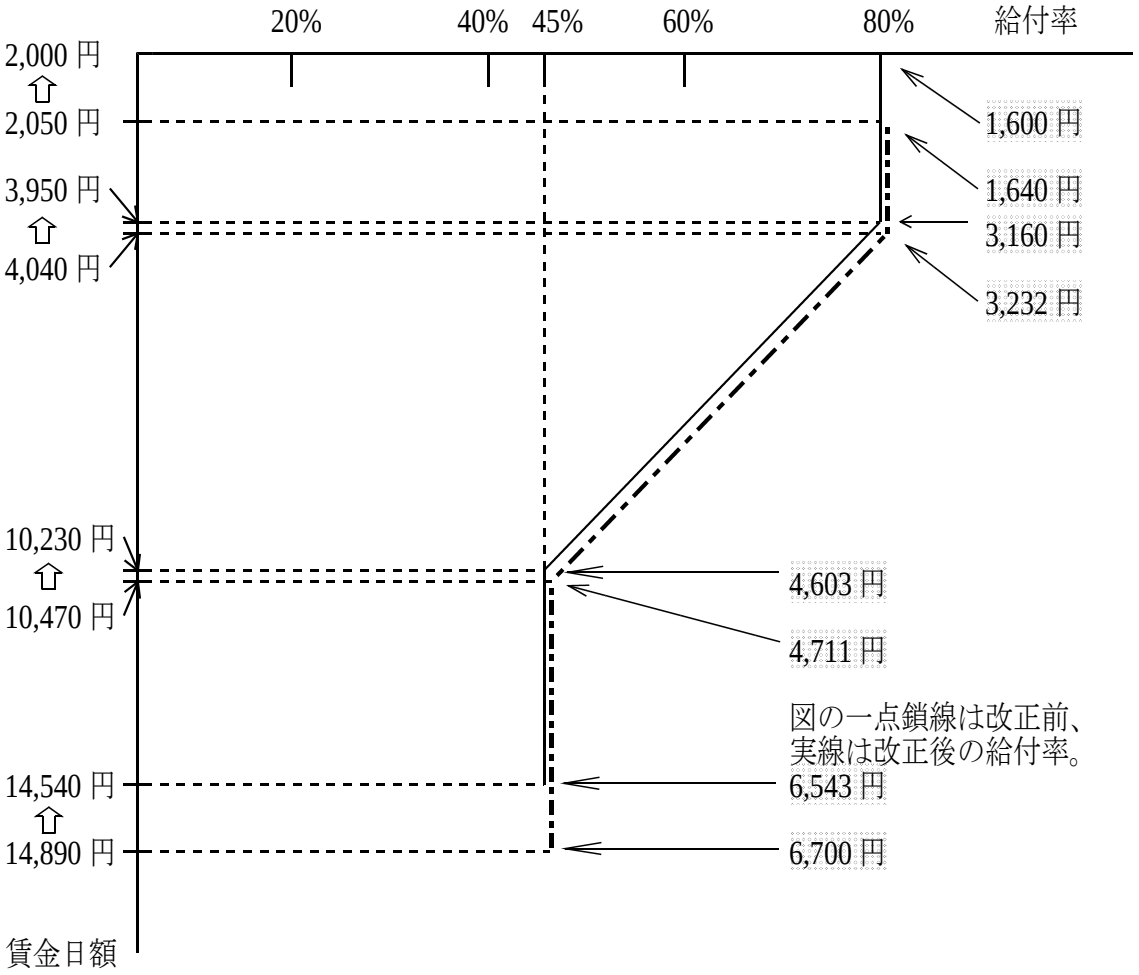
＊右側の網かけ数値は、基本手当日額